

桐生市マスコットキャラクター
「キノピー」

6 関係法に基づく耐震診断・耐震改修の指導等による耐震化

全ての既存耐震不適格建築物の所有者に対し、改正された促進法と建築基準法に則り、的確な指導・助言、及び指示等を行うことで耐震化の促進を図ります。

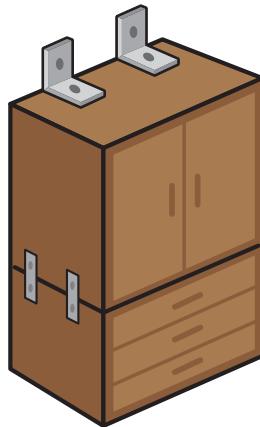
7 その他の安全対策

建築物の耐震化のみでなく、住環境を含めた総合的な安全対策を講じることにより、地震災害による被害の軽減を図ります。

● 家具や棚等の固定による転倒防止対策

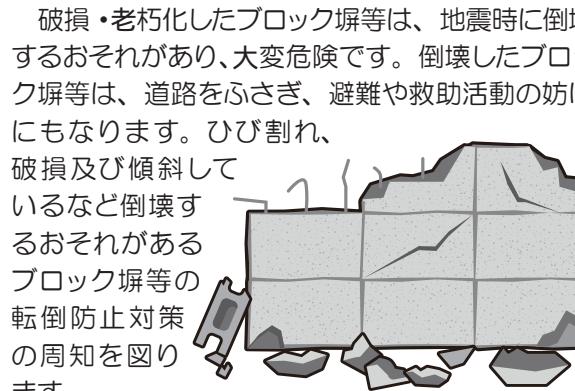
近年の大きな被害をもたらした地震では、家屋の倒壊や家具の転倒によるものが多く、家具の転倒やガラスの破片により、けがを負うだけでなく、避難や救助の妨げになります。

転倒防止器具の取り付けなどとともに、家具の配置や生活場所についての見直し等の啓発を図ります。



● ブロック塀等の転倒防止対策

破損・老朽化したブロック塀等は、地震時に倒壊するおそれがあり、大変危険です。倒壊したブロック塀等は、道路をふさぎ、避難や救助活動の妨げにもなります。ひび割れ、破損及び傾斜しているなど倒壊するおそれがあるブロック塀等の転倒防止対策の周知を図ります。



● 窓ガラス・天井等の落下防止対策

地震によりガラスが割れ、飛散した場合、けがをしたり避難や救助の妨げとなってしまいます。窓や戸棚にはガラス飛散防止フィルムを貼るなど対策の周知を図ります。



● エレベーター・エスカレーターの防災対策

地震によるエレベーターの緊急停止による閉じ込め、エレベーター・エスカレーターの脱落事故も発生しています。こうした危険性について建築物の利用者や所有者等に周知を図ります。



その他耐震化の促進に必要な事項

- 県や関係団体等、地域と連携・協働し、耐震化の促進に取り組みます。
- 新築時の検査や、定期報告時の耐震状況の把握等、建築基準法の制度を活用した耐震化の促進を検討します。

計画に関するお問合せは、

桐生市建築指導課 TEL:0277-46-1111 (代表)



第3期桐生市耐震改修促進計画

<概要版>

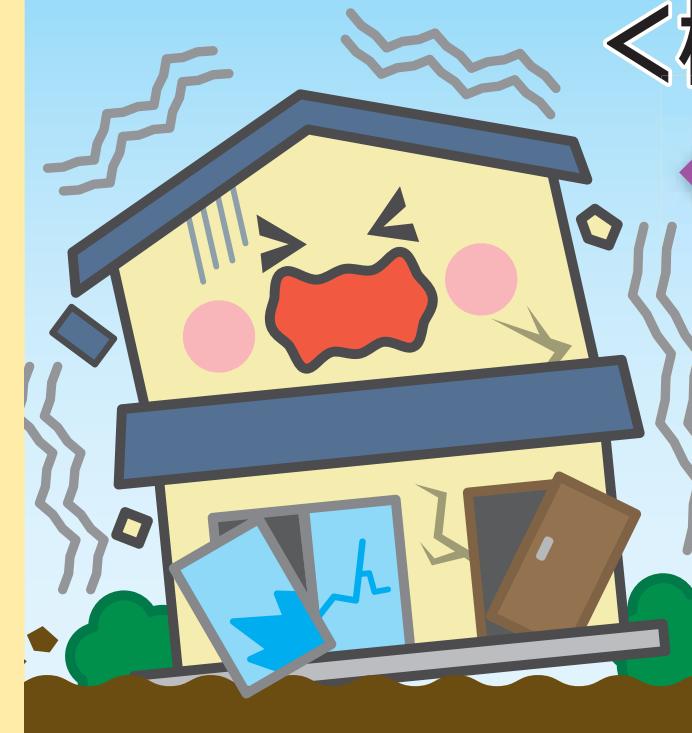
1章

計画の策定にあたって

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「促進法」という。)に基づき、桐生市における建築物の耐震化の促進を図るために策定するものです。

桐生市では、平成20年1月に「桐生市耐震改修促進計画」、平成29年3月に「第2期桐生市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成31年1月の促進法の改正を踏まえ、「群馬県耐震改修促進計画」も新たな策定が行われています。

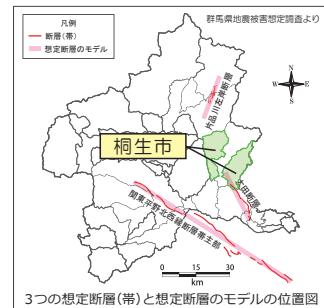
こうした社会情勢の変化を受け、桐生市でも計画の見直しを行い、引き続き市内の建築物の耐震化の促進を図るものであります。(計画期間:令和3年度～令和7年度)



2章 地震環境

群馬県で想定される地震と桐生市の被害想定

- 「群馬県地震被害想定調査(平成24年6月群馬県)」では、県に大きな被害を与える可能性のある地震として右図に示す3つの地震の被害予測を行っています。
- このうち、桐生市に最も大きな被害をもたらすものは太田断層による地震となっており、人的被害は最大で死者71人、負傷者825人、建物被害は全壊912棟、半壊5,292棟、合計で6,204棟と想定されています。



揺れやすさマップ(震度分布)

太田断層で想定される地震が発生した場合の震度分布を、震度階級で表示しました。



地域の危険度マップ(建物全壊率)

太田断層で想定される地震が発生した場合の建物被害(全壊する建物の割合)を、危険度として表示しました。

